

●香川県警察本部告示第2号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務制) 第13条 略</p> <p>(1)～(13) 略 (14) 通信指令室勤務 <u>交替制又は日勤制</u> (15) 略</p> <p>(勤務制の方式) 第14条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>移動交番車勤務、航空隊勤務、通信指令室勤務及び警察署通信室勤務</u>における日勤制は、通常勤務とする。</p> <p>2 略</p> <p>(設置等) 第60条 略 2 略 3 <u>通信指令室に、交替制ごとに通信指令長及び副通信指令長を置くものとする。</u> 4 略</p> <p>(交番相談活動) 第64条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>物件事務報告書の作成補助</u></p>	<p>(勤務制) 第13条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(13) 略 (14) 通信指令室勤務 交替制 (15) 略</p> <p>(勤務制の方式) 第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>移動交番車勤務、航空隊勤務及び警察署通信室勤務</u>における日勤制は、通常勤務とする。</p> <p>2 略</p> <p>(設置等) 第60条 略 2 略 3 通信指令室に、交替制ごとに通信指令長を置くものとする。 4 略</p> <p>(交番相談活動) 第64条 交番相談員の行う交番相談活動は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略</p>

(6)～(9) 略

(10) 通学路等における子どもの見守り等の活動

(11) 略

(5)～(8) 略

(9) 略

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。